

沖縄都市部在住高齢者における福祉ニーズの形成過程 —ライフヒストリー分析による理論モデルの考察—

坂本 毅啓

要約：沖縄の都市部に在住しており、低所得・貧困層に属する高齢者 30 名に対して実施したインタビュー調査を基に、福祉ニーズを抱えるような生活状況に至るまでの形成過程について、ライフヒストリー分析を行った。その結果、沖縄という地域特有の歴史性に規定された形成過程が明らかとなった。

キーワード：ライフヒストリー分析、生活困窮、福祉ニーズ、高齢者

はじめに

一般に沖縄に対するイメージといえば、おそらく「観光地沖縄」となるのではないだろうか。特にそこに描かれる高齢者像は明るく、長寿の島らしく元気で若々しいイメージであったりするのではないだろうか。しかし実際には、既に 2000 年の段階で男性平均寿命は全国都道府県順位で 4 位から 26 位へと転落している。この背景には、1945 年から 1972 年までのアメリカによる施政下での生活様式の変化により、生活習慣病患者等の増加が原因とされている¹。

さらに生活問題に目を向けると、高木 (2010) は県民所得最下位と高失業率によって「沖縄県民の生活は、格差と貧困の中にさらされているといっても過言ではない」²

¹ 坂本毅啓 (2005) 「高齢者医療」牧洋子・和田謙一郎編『転換期の医療福祉～難病・公害病・被爆者問題などへの新たな挑戦～』せせらぎ出版、P.81。

² 高木博史 (2010) 「生活保護開始仮の義務付け決定に社会福祉士が果たした役割と今後の展望 - 沖縄・社会福祉士事務所いっぽいっほの取り組みから -」『賃金と社会保障』1519・1520 号、P.73～P.80。

と指摘している。もちろん、高齢者も例外ではない。

沖縄には、いわゆる「内地」³とは異なる高齢者問題が存在しているのではないかとという問題意識から、沖縄で市民の生活の相談に乗りながら支援を行っている市民団体の協力を得て、2011年5月から6月にインタビュー調査を実施した。沖縄という歴史性と地域性に規定された高齢者の福祉ニーズ（健康・介護を含む）が、どのような形成過程を経て抱えるのか、ライフヒストリー（生活歴）分析を基にした理論モデルの構築をめざし、その支援の在り方についても考えていくことにする。

1. 調査の概要と倫理的配慮

本調査研究では、現地コーディネートとして沖縄県生活と健康を守る会連合会事務局（沖縄県連事務局）にご尽力いただいた。特に当時事務局長の瀬底律子氏、及び当時同会副会長の新里則雄氏⁴に調査対象者の抽出、交渉等を行っていただいた。NPO法人ハーネス（那覇市）、沖縄医療生協協同組合やんばる協同クリニック（名護市）には、現地でのインタビュースペースを無償で提供していただいた。岐阜経済大学准教授高木博史先生と、特定非営利活動法人いっばいっばの会（那覇市）からは、調査項目の検討、沖縄の高齢者問題の特徴、調査実施後の分析内容などの助言をいただいた。

調査対象の抽出と実施については、沖縄県連事務局の協力のもと、①65歳以上、②生活保護もしくは年金で生活をしている、③調査目的を理解し協力する意志がある、以上3つを条件に37名を抽出し、30名の方から面接調査を行うことができた。調査時期は2011年5月20～22日、6月17～19日の計6日間とし、調査範囲は沖縄本島全般とした。調査員は当時、北九州市立大学地域創生学群の学生であった水ノ江典子さん、守口暁子さん、南川塔子さん、そして現在同学生である井戸川義栄さん、以上学生4名と坂本の計5名で行った⁵。対象者1名に対して、調査員

³ 「内地」、あるいは「本土」と表現されているのは、日本の鹿児島以北を指す。それぞれの表現の違いには、実は情緒的意味合いが込められているのだが、本論では今回の調査対象者の多くが使った「内地」という表現を使用することにする。

⁴ 新里則雄氏は調査にご協力いただいた後の2011年12月8日に急逝された。坂本が偶然一緒にお仕事させていただく機会を2010年にいただき、その縁を千載一遇のチャンスと思い調査のご協力をお願いした。名護市内での調査では対象者の送迎などもご協力いただいた。この場をお借りして、心よりご冥福をお祈りいたします。

1名ないし2名による半構造化面接調査を実施した。なお、インタビュー内容をある程度統一するために調査票を作成して、それに沿って質問を行えばある程度の質は担保されるように工夫をしたことと、調査参加学生に対してあらかじめインタビュー方法について指導を行った。

調査内容は①基本属性（性別、年齢、現住所、学歴、職歴、出身地、主な収入源と収入額）、②日常生活の困りごと、③健康状態、④理想と現実の社会、⑤国・地方自治体への要望、以上5点を中心として、自由に話をしていただいた。インタビュー時間は、1件につき1時間から1時間30分であった。インタビューの様子は対象者の同意を得た上でICレコーダーに録音し、逐語録として文書に起こした。なお、本論では、インタビューデータの内、①の基本属性を中心にして、ライフヒストリー分析を進めていくことにする。

調査を実施するに当たっての倫理的配慮については、対象者に文書と口頭により学術調査としての研究目的と、匿名ですべてを既述する等の倫理的配慮について説明をし、同意を得た上で実施をした。

2. 調査結果

2.1. 対象者の基本属性

調査対象の抽出は、現地でコーディネートをして担っていただいた市民団体による作為抽出である。抽出条件は、先に述べたように①65歳以上、②生活保護もしくは年金で生活をしている、③調査目的を理解し協力する意志がある、以上3つである。その結果、調査期間（計6日間）で聞き取りできる時間的限界を設定し、当初は37名を抽出したが、当日の予定の不都合や体調不良などを理由に7名がキャンセルし、30名の方々からインタビューを実施することができた。

⁵ 学生の下宿先の大家さんのご親族というご縁から、沖縄県内在住のKさんご夫妻には、調査員として参加した学生の宿泊場所と食事をご提供いただいた。そして学生4名にはインタビュー調査の手伝いだけでなく、インタビューデータの文字データ作成、分析のための研究会の実施、資料収集など、多くの協力をしていただいた。

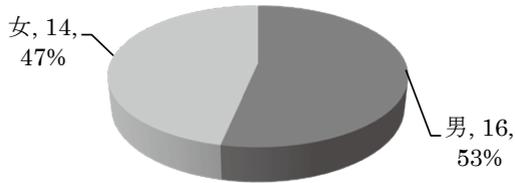


図 1 調査対象者の生別

図 1 は、調査に協力していただいた方々の生別割合である。男性の方が若干多くなっている。

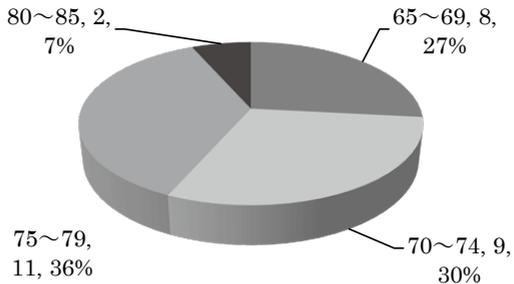


図 2 年齢構成

表 1 年齢に関する基礎データ

平均年齢	72.9 歳
最小値	66 歳
最大値	85 歳
中央値	72.5 歳

調査実施時点での年齢構成は平均年齢 72.9 歳、中央値が 72.5 歳、66 歳から 85 歳の年齢幅となった。最も人数が多いのは、75 歳から 79 歳（11 人、36%）、次いで 70 歳から 74 歳（9 人、30%）である。

表 2 現在住んでいる場所

圏域	度数	割合
沖縄本島南部	26	86.7%
沖縄本島中部	1	3.3%
沖縄本島北部	3	10.0%
総計	30	100.0%

今回の調査では、沖縄本島に対象を絞った。またできるだけ都市部在住の高齢者を想定した結果、那覇市、浦添市、豊見城市、糸満市などを含む沖縄本島南部（行政区としては南部広域市町村圏）に偏っている。

住居は、賃貸が60%（18人）、持ち家33%（10人）、その他が7%（2人）となっており、賃貸住宅に住んでいる方々が多くなっている。

世帯構成は、独居が67%（20人）、夫婦もしくは子どもとの同居による2人世帯が33%（10人）となった。したがって世帯構成としては小規模となり、今回の調査対象者の多くが独居高齢者となっている。

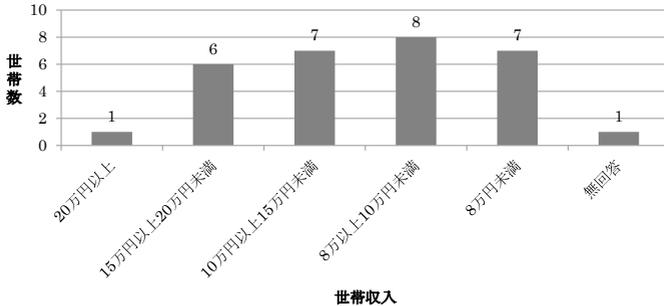


図 3 世帯ごとの月々の収入状況

表 3 月々の収入状況の基礎データ

平均値	109189.7
最小値	50000
最大値	245000
中央値	95000
最頻値	90000
無回答	1

調査対象者の世帯収入は、図3のような分布になる。世帯構成や家賃などによって月々の生活保護費が異なるが、那覇市内であれば概ね8万円が独居高齢者の生活保護水準となるので、8万円を一つの基準とした。10万円以上については、5万円ごとに区切った。調査対象抽出の条件に低所得、あるいは生活保護を受給していることを条件としていたので、上記のような分布となっていると言える。

表4 世帯ごとの収入源

主収入 \ 副収入	副収入無し	副収入あり					総計
		配偶者・子の年金	国民年金	生活保護	廃品回収	不明	
厚生年金	4	1		1			6
国民年金	5	2		1		1	9
生活保護	6	2	4		1		13
地代		0	1				1
貯金の切り崩し		0	1				1
総計	15	5	6	2	1	1	30

表4にまとめたように、生活保護を受給している世帯が43.3%（13世帯）と最も多く、その内の7世帯は年金や廃品回収による収入の不足分を生活保護で補っている世帯である。残りの6世帯は生活保護のみで生活している世帯である。

以上の基本属性から、当初想定していた沖縄本島の都市部在住の高齢者で、低所得あるいは貧困状況にある方を中心にインタビューを実施することができたと言える。それでは、以下、インタビュー内容を基にライフヒストリー分析を進めていく。

2.2. ライフヒストリー分析

ライフヒストリー分析とは、対象者のライフヒストリー（生活歴）を整理し、そこから現在に至るまでの経緯を分析する方法である。ここでは、高齢期を迎えた現在の生活状況は過去とどのような関係を持っているのかを分析していくことにする。

表5は、調査対象者全員の生活歴を一覧にしたものである。これを基にしてカテゴリーで分類し、生まれてから現在の生活に至るまでを整理し、それぞれがどのようにつながっているのかを示したのが図4である。太い線はどこへ多くつながって

沖縄都市部在住高齢者における福祉ニーズの形成過程
—ライフヒストリー分析による理論モデルの考察—

いるのかを示している。図4によって整理した関係性を基に、現在の生活状態にいたるまでの流れを単純なモデル図で示したのが図5である。

表5 生活歴一覧

ID	性別	年齢	生誕地	学歴	職歴	就労傾向	職歴備考	主収入	住居
1	男	68	兵庫県尼崎市	高校中退	卸問屋店員	継続就労	転職経験あり	厚生年金	持ち家
2	男	80	神奈川県横浜	学歴無し	トラックの運転手	継続就労	転職多数	生活保護	賃貸
3	女	77	沖縄県中城市	学歴無し	米軍関係	不安定就労	専業主婦期あり	貯金の切り崩し	賃貸
4	男	66	台湾	高校卒業	土木業	長期継続就労	病気により廃業	生活保護	その他
5	女	71	沖縄県名護市	中学校卒業	特定不能	不安定就労	転職多数	国民年金	賃貸
6	男	68	京都府京都市	大学中退	飲食店経営	独立開業	廃業	国民年金	賃貸
7	女	67	沖縄県大里村	高校卒業	土産物店店員	長期継続就労	転職経験あり	生活保護	賃貸
8	男	73	沖縄県名護市	中学校卒業	農業	不安定就労	転職多数	生活保護	賃貸
9	女	67	沖縄県那覇市	中学校卒業	na	na	na	生活保護	賃貸
10	男	78	沖縄県那覇市	高校卒業	建築関係	長期継続就労	定年退職	国民年金	持ち家
11	男	75	沖縄県島尻郡伊是名村	中学校卒業	漁業経営	独立開業	廃業	生活保護	賃貸
12	男	72	ペルー	中学校卒業	タクシードライバー	継続就労	転職経験あり	国民年金	賃貸
13	女	73	沖縄県那覇市	中学校卒業	介護	継続就労	転職経験あり	厚生年金	持ち家
14	女	85	沖縄県西原町	中学校卒業	ホテルフロント	不安定就労	転職多数	厚生年金	持ち家
15	女	70	サイパン	学歴無し	特定不能	不安定就労	転職多数	生活保護	賃貸
16	女	75	沖縄県南城市	学歴無し	造園業	不安定就労	専業主婦期あり	厚生年金	賃貸
17	女	66	台湾	専門学校卒業	米軍関係	不安定就労	転職多数	国民年金	賃貸
18	男	77	沖縄県平屋	小学校卒業	na	na	na	生活保護	賃貸
19	女	70	沖縄県宮古島	短大卒業	幼稚園教諭	長期継続就労	学童保育経営	国民年金	賃貸
20	女	71	ミクロネシア	小学校卒業	スナック店	不安定就労	詳細不明	生活保護	賃貸
21	男	77	沖縄県宮古島	小学校卒業	土木業	長期継続就労	シルバー人材会員	厚生年金	賃貸
22	男	77	沖縄県宮古島	小学校卒業	建築会社経営	独立開業	廃業	生活保護	賃貸
23	男	68	沖縄県宮古島	中学校卒業	自動車整備工場経営	独立開業	転職経験あり	生活保護	その他
24	男	72	沖縄県コザ市	中学校卒業	米軍関係	長期継続就労	定年退職	厚生年金	持ち家
25	女	69	テニアン島	中学校卒業	織雑工場	短期就労	専業主婦期あり	国民年金	持ち家
26	女	70	沖縄県浦添市	高校卒業	米軍関係	短期就労	詳細不明	地代	持ち家
27	男	76	沖縄県西原町	学歴無し	米軍関係	継続就労	転職経験あり	生活保護	賃貸
28	男	78	沖縄県与那原町	学歴無し	建築会社経営	独立開業	廃業	国民年金	持ち家
29	女	75	兵庫県尼崎市	小学校卒業	特定不能	不安定就労	転職多数	生活保護	持ち家
30	女	78	テニアン島	小学校卒業	特定不能	不安定就労	転職多数	国民年金	持ち家

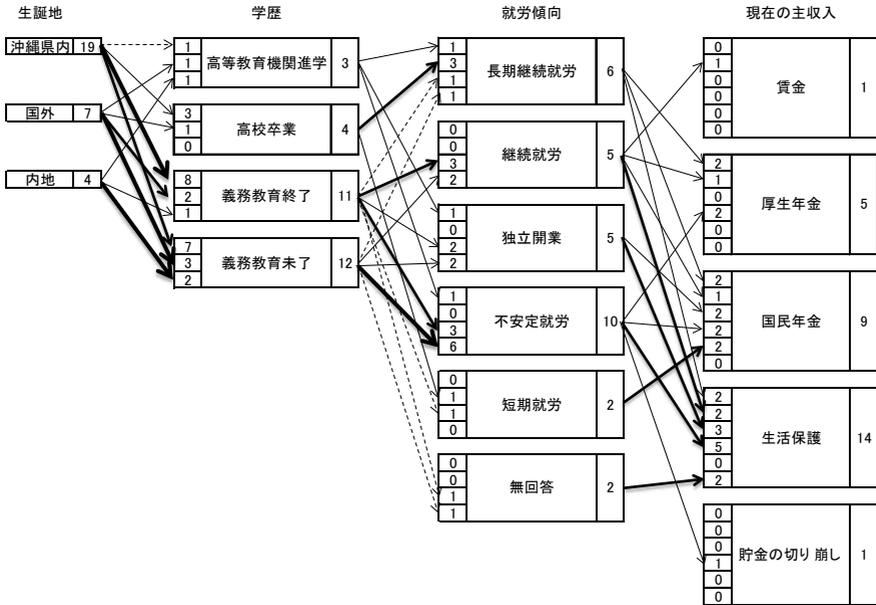


図 4 生れてから現在の主収入までの関係図

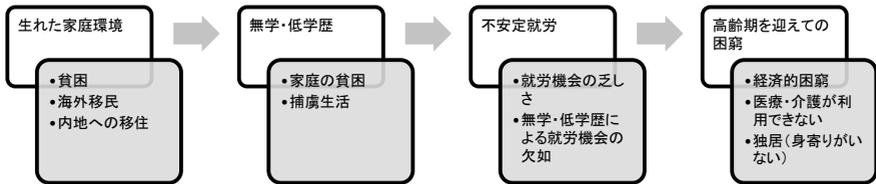


図 5 現在の生活に至るまでの流れ

沖縄県内で生れた方は、義務教育終了、あるいは義務教育をちゃんと受けることができていない人が多いということになる。また、国外（南洋諸島や南米）、内地（大阪府や兵庫県など）で生れた方々も、同じ傾向が見られる。義務教育終了と義務教育未了の方は、不安定就労につく傾向が強くなっている。不安定就労だった方々は、国民年金、生活保護、貯金の切り崩しによって生活をしている状態へとつながっている。

3. ライフヒストリー分析による福祉ニーズ形成過程の理論モデルの考察

3-1. 誕生時点における社会的背景とその影響

ここからは調査データ、インタビュー内容を基にして、調査時点における低所得・貧困を中心とした経済的問題、あるいは医療・介護ニーズといった福祉ニーズを抱えざるを得ないような生活状況⁶に至るまでの形成過程について、ライフヒストリー分析を進めていくこととする。

まず、誕生地点から見ていくことにする。生れた場所が沖縄以外（南米や東南アジア）にもあるということであるが、調査対象者の多くはもともと沖縄以外の出身の家系というわけではない。沖縄で生活を営んできた家系であったが、調査対象者の親世代のあたりで沖縄を離れて、内地（本土）や国外で生れたということを意味する。この背景を掘り下げてみる。

沖縄における経済状況を考えるには、薩摩藩による人頭税や明治政府による「琉球処分」に触れる必要があるが、今回の理論モデルに直接的に関わるところに絞ることにする。調査対象者が生れたのは1930年代から40年代にかけてである。その少しまえの1920年代の沖縄は、窮乏を極めた状況にあった。外間（1986）によると、「旧藩時代から続いた農村の疲弊は、県当局のみるべき施策もないままに改善の兆しもなかったが、沖縄の経済は、大正末年の砂糖相場の暴落などによって、さらに決定的に破綻を迎えることになった。この頃から昭和のはじめにかけての県民生活の窮乏状況は『そてつ地獄』といわれた。』⁷と述べている。この「そてつ地獄」とは、「米はおろか芋も口にすることができないほどの空前の不況に陥り、調理を誤ると生死に関わる毒性をもつソテツの実や幹も救荒食物として食された」⁸ために「そてつ地獄」と呼ばれている。

当時の沖縄の経済状況は深刻を極め、楳澤（2003）によれば「1919年には税金を支払えない人の割合がわずか0.3%でしたが、2年後の1921年には47.4%と一挙に上昇したのです。税金滞納者の急増は、県の財政危機をまねき、県の職員に対す

⁶ 本論では分析対象としていないが、調査対象の中には介護や健康上の課題を抱えており、さらに低所得・貧困であるが故に十分なサービスを利用することが出来ず、生活に困難を抱えた状態にある方が多く含まれている。

⁷ 外間守善（1986）『沖縄の歴史と文化』中央公論新社、P.87。

⁸ 仲村清司（2011）『本音で語る沖縄史』新潮社、P.254。

る給料の支払いもとどこおるようになりました。また沖縄銀行などの主要銀行の経営も破綻し、預金者が銀行に殺到する事態になりました。」⁹と指摘されている。

この「そてつ地獄」の厳しい状況から抜け出すためにとられたのが、海外移民や内地への移住であった。先の榎澤（2003）から、少々長くなるが以下に引用をする。

日本全体の移民の約一割を占めた沖縄は、広島、熊本につぐ全国でも有数の移民県といわれています。沖縄からの海外移民は、1899年に当山久三（とおやまきゆうぞう）によって送りだされた26名のハワイ移民が最初で、サトウキビ畑での労働が仕事でした。その後、移民はハワイを中心に拡大し、ブラジルやパルーなどの中南米諸国やフィリピンやシンガポールなどの東南アジア地域へと広がっていきました。

さらに1920年代後半にはいと、「ソテツ地獄」によって海外移民が激増し、1929年には年間4000人を超えました。1899年からアジア太平洋戦争が始まるまでの間に7万2000人以上の移民が海外に向かいました。

移民した人たちは、厳しい労働と衣食住にもことかく生活環境の中にもありましたが、沖縄にいる家族のために金を送り続けました。この沖縄への送金は莫大な額にのぼり、1929年には約198万円、沖縄県の総収入の実に66%に相当しました。このように海外に移民した人々による送金が、苦しい沖縄県民の生活の支えとなったのです。¹⁰

(略)

「ソテツ地獄」の時代には、毎年2万人以上を超える沖縄の人々が本土にも出稼ぎに行きました。その半数以上は、大阪や神戸などの阪神工業地帯で日雇い労働や紡績（綿糸）工場での労働につきました。¹¹

1930年代には、世界恐慌と中国との戦争から日本全体が窮乏していくことになるが、その前段階の時期から沖縄では窮乏を極め、その結果として沖縄を離れて行かざるを得なかった人たちが多く存在していたのである。

⁹ 榎澤和夫（2003）『これならわかる沖縄の歴史 Q & A』大月書店、P.82～83。

¹⁰ 「同上書」、P.83～P.84。

¹¹ 「同上書」、P.84～P.85。

3-2. 就学期における社会的背景とその影響

次に学歴を巡る社会的背景について見ていくことにする。義務教育のみ終了、あるいは小学校すら出ることができていない無学という状態は、「家が貧しく学校に行けずに働いていた」、あるいは太平洋戦争末期の沖縄の「地上戦によって学ぶ機会に恵まれなかった」というのが、インタビュー内容から理由に挙げることができる。辛うじて地上戦を生き残ったとしても、「家族が全滅のために親族をたらい回しにされて学校へ行くことができなかった」、あるいは「米軍の捕虜となり、収容所生活が長かったために小学校すら行けなかった」という証言もあった。ここから、社会経済状況による貧困状態とそれに対する救済制度の不十分さ、そして何より多大な影響力を持った戦争により、十分に学ぶことができなくなったことが分かる。

米軍の捕虜となって収容所に集められた沖縄の住民の扱いについては、前原(1997)によると「1945年10月下旬から各自の居住地への移動が許可されるようになったが、那覇市と真和志村¹²の住民はすぐには帰還することができなかった」¹³と言われている。今回のインタビューでは正確な時期と長さを確認することができなかったが、就学期にある子ども達が十分な教育環境に無い中で過ごさなければならなかったことは、これらから十分に推察できる。自然災害と戦争による被災によって、就学機会を奪われたとも言える。

終戦後、サンフランシスコ条約が締結されて日本が主権を回復して以降も、沖縄は米軍による占領が1972年まで続いた。この間の沖縄は日本とは異なる独自の状況下におかれた。「島ぐるみ救済事業」と言われるほど窮乏を極め、久手堅(1997)によると「社会福祉の専門家が全く存在しなかった中から必要に迫られて素人である人たちのひたむきな努力によって救済事業が推進された」¹⁴と指摘している。沖縄住民救済(1946年)、沖縄独自の生活保護法(1953年)なども制定されるが、それでも沖縄全体の困窮を改善するには不十分なものであった。

¹² 現在の沖縄県那覇市の中央部。現在のゆいレール安里駅から東側一体あたりにあった村。1957年に那覇市に合併した。

¹³ 前原穂積(1997)「占領下那覇市の社会福祉」川添雅由編『沖縄の地域福祉実践』沖縄県地域福祉学会・沖縄県社会福祉協議会、P.72。

¹⁴ 久手堅憲一(1997)「占領期の沖縄における地域福祉の展開 - 沖社協の活動を中心にして」川添雅由編『同上書』、P.3。

3.3. 就労期における社会的背景と年金制度における沖縄特例

就労期に目を向けると、低学歴、あるいは無学という状況の中で、まさしく「食べていくために何でもした」という状況が見えてくる。ましてや占領政策下における沖縄では、十分な仕事も無く日雇労働などのような不安定な形での就労が見られる。中には「米軍関係の仕事に就けば給料も、老後の年金もちゃんともらえることは分かっていた。しかし自分にはそれができなかった」と複雑な調査対象者の心情が垣間見える。この時期において、沖縄を離れて内地に出稼ぎ労働へ出た人びともいた。しかし、給料も安く、その後の安定した生活にはつながりにくかったようである。職を転々とし、結果的に「実家の墓を守る」ということで1人沖縄へ戻ってきたという発言もあった。

この就労期というのは、後の高齢期を迎えるための重要な準備期になる。現代社会においては、厚生年金や国民年金といった公的年金制度の保険料を納めることは、老後の生活の経済的安定につながる重要な防貧施策と言える。しかし、沖縄返還(本土復帰)に至るまでの占領下の沖縄は、先に紹介したように内地とは異なった状況にあった。その象徴的な制度が、公的年金制度における「沖縄特例」である。

表6に示したように、内地(本土)においては1961年から開始された国民年金制度により国民皆年金制度が達成された。しかし、沖縄においては当時の琉球政府の財政事情などの理由により、老齢福祉年金のような制度は開始されたものの、内地に準じた厚生年金や国民年金法が成立したのが1968年、それによって制度が開始されたのが1970年であった。この時間差を埋めるために、1961年4月1日から沖縄の公的年金制度が開始される前の1970年3月31日の期間、沖縄に在住していた場合は免除期間として扱われる特例のことを、公的年金制度における沖縄特例と言う^{15・16}。内地における皆年金制度に対する遅れを埋める、とても重要な制度である。

¹⁵ 沖縄が日本に返還されるにあたって、様々な制度間調整が必要となり、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(1971年)が成立した。年金や社会福祉だけではなく、幅広い特例措置が設けられている。公的年金制度における沖縄特例については、本論の最後に参考資料として条文を抜粋の上掲載している。そちらをご覧ください。

¹⁶ 下川裕治+仲村清司編著(2011)では、沖縄特例にまつわるエピソードが紹介されている。これによると、沖縄特例については一時、当時の社会保険事務所の職員でもよくわかっていなこともあったらしい。現在は、年金記録を確認する際には、沖縄以外の地域においても過去に沖縄での居住歴は無いかを確認することになっているとのことである。

表 6 沖縄特例の関係年表

西暦	内地（本土）	沖縄	年金空白期間	
1960年				
1961年	国民年金制度開始		↑ 4月1日～	
1962年			↑ ↓	
1963年				
1964年				
1965年				見なし期間
1966年				
1967年				
1968年		厚生年金、国民年金法案成立		
1969年				
1970年		年金制度開始(4月1日～)		↓ ～3月31日
1971年	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律			
1972年	沖縄返還	本土復帰		

この公的年金制度を巡っては、二つの事実が浮かび上がってくる。一つ目は、沖縄における公的年金制度が開始されて以降も、まずその制度を知らなかったという証言である。さらには、沖縄が本土へ復帰した際には職場のみならず国民年金制度への加入を促す告知が行われたが、「その当時はよくわからず、生活も苦しかったので保険料を納めなかった」という証言もあった。制度設計上は切れ目のないように工夫がなされたが、復帰における混乱の中、その仕組み自体を理解することができずに保険料未納となり、高齢期を迎えた時には無年金、あるいは低年金という状況に陥ったのだ。その結果、高齢期における経済的困窮へとつながっているのである。

3-4. 高齢期における生活困窮とその支援

今回の調査では、低所得や貧困状態にある人たちを支援する市民団体を通して、調査対象者をご紹介いただいた。結果的に見えてきたことは、困窮状態にある人に寄り添い、社会資源である社会保障・社会福祉サービスの利用へとつなげていくことの重要性だった。調査対象者からは「付き添ってくれたから生活保護を受

けられた」、「生活保護を受けられるように支援してくれたおかげで、医療や介護も含めて心配が減った」という証言が得られている。

生活困窮状態に陥った人たちが、生活保護制度をはじめとした社会保障や社会福祉サービスに関して十分な知識を持っているとは限らない。経済学でいう「合理的人間」のように、完全に情報を持っているとは限らないのである。だからこそ、地域において、生活問題を抱えている人たちの相談にのり、場合によっては生活問題を解決するのに必要な社会保障や社会福祉サービスへとつなげる「利用支援」が、現在の生活においても調査対象者にとって重要な要素である¹⁷。

3.5. 考察のまとめ

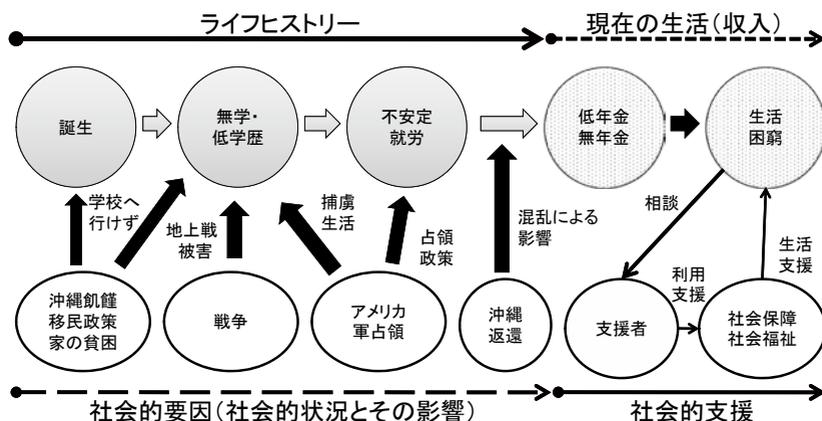


図 6 ライフヒストリーと現在の生活の関係を示すモデル

¹⁷ 本調査では、市民団体である沖縄県生活と健康を守る会連合会が、いわばこの支援者にあたる存在であった。それ以外に沖縄において重要な実践を行っている例として、特定非営利活動法人いっぽいっぽの会（共同代表：繁澤多美・高木博史）を挙げることができる。このNPO法人は那覇市内に社会福祉士事務所を設置している。沖縄で最初の社会福祉士の独立型事務所を2009年に開設した。その実践は、地域における生活困窮状態にある人たちの相談にのりつつ、社会保障や社会福祉サービスの利用支援を行い、併せて継続的な生活支援を行っている。社会福祉士が専門的援助実践として、地域での生活を支えている好例と言える。いっぽいっぽの会の取り組みについては繁澤多美・高木博史編著（2015）において詳しく紹介されている。

ここまでの考察を踏まえて、今回のライフヒストリーと現在の生活の関係を示す理論的モデルが図6である。個人では抗うことが不可能なほどの社会的状況の結果、年金額が少なかったり、あるいは年金をもらえなかったりという状況に陥ってしまい、生活困窮状態から福祉ニーズを抱えるに至った。しかし、社会的支援によってその生活は一定支えられている状態にある。本論ではライフヒストリー分析に焦点を当てているため、調査対象者にとってその社会的支援、つまり公的年金制度の給付水準、生活保護水準、医療や介護サービスの利用水準やその利用環境が十分に整っているのかと言う課題については、詳細な分析を行っていない。この分析については、改めて別の機会としたい。

おわりに

多くの先行研究で既に指摘されてきたことであるが、高齢期における生活問題は、その人がそれまでどのように生活をしてきたのかが大きく影響を及ぼす。だからこそ、ライフヒストリー分析という手法はよく用いられる。国際障害分類（ICIDH）を改訂した国際生活機能分類（ICF）でも、改訂した際に付け加えられた環境因子と個人因子は、その人がどのような生活環境にあり、どのような生活を営んできたのかは生活を分析する上で重要な要素であるという、一つの学術的到達点と言える。今日におけるケアマネジメントでは、重要な要素として扱われている。本調査でも、そのライフヒストリーを分析することを通して、経済的に困窮する状態に至るまでの生活とその社会的背景を整理してきた。その結果、その時代の社会状況に翻弄されながらも必死に生きてきた方々の姿が浮かび上がってきた。そしてその社会状況とは、自然災害と戦争という二つの大きな被災であり、被災に対して十分な対応能力を持たない（救済制度がない）社会状況であった¹⁸。

最後に、本論の限界を2点示しておく。1点目は、本論はあくまで作為抽出によるインタビュー調査によって分析を行っている。したがって、今回の理論モデルは調査対象者の枠組みの中での理論モデルであって、沖縄県都市部在住の高齢者に広

¹⁸ 地震や風水害といった自然災害に被災した人々への支援が、いかに重要であるのかを示している。さらに、近年の「子どもの貧困」に対する社会的関心の高まりと、それに伴う社会問題としての認識は、2013年の子どもの貧困対策法、及び2014年の子どもの貧困対策大綱へとつながった。これらの取り組みがいかに重要であるかということも、今回の調査に協力してくださった方々は身をもって我々に教えてくれている。

く一般化することは難しい。現段階では、未だ仮説的なモデルでもある。大規模な量的調査を通して、この理論モデルがどれだけ一般化することが可能であるかを検証する必要がある、本論とは別にあることを指摘しておく。

2点目は、冒頭に述べたように本論では、本調査で得ることができたデータのうち、ライフヒストリー分析に必要となる部分のみを活用した。そのため、現在の生活状況や健康状態についての分析には触れていない。すでにテキスト分析と改良版グラウンデッド・セオリー・アプローチ（M-GTA）分析によって、沖縄という地域性を持った生活問題をある程度明らかにするところまで分析は到達している。しかし、本論では取り上げていない。これについては、また別の機会に論文として発表させていただき、調査にご協力いただいた方々へのささやかなお返しになれば幸いである。

参考文献（引用文献以外）

- 新垣都代子・玉城隆雄・大城亘武・花城梨枝子（1993）『沖縄の高齢者をめぐる世代関係』多賀出版。
- 石原昌家（1974）「沖縄の貧困層 一失対日雇労働者の実態と権利闘争一」社会学科篇『沖縄国際大学文学部紀要』沖縄国際大学、第2巻第1号。
- 具志堅邦子（2008）「沖縄における〈非時間性〉 一国民年金納付率と参与観察をもとに一」『生活経済学研究』生活経済学会、第28巻。
- 下川裕治+仲村清司編著（2011）『新書 沖縄読本』講談社。
- 繁澤多美・高木博史編著（2015）『いっぱいっぱいの挑戦 沖縄の貧困・差別・平和と向き合うソーシャルワーク』福祉のひろば、

参考資料

- 第67回国会沖縄及び北方問題に関する特別委員会、法務委員会、文教委員会、社会労働委員会、通信委員会連合審査会第1号（昭和46年12月10日（金曜日））議事録。
- 第67回国会沖縄及び北方問題に関する特別委員会、大蔵委員会、社会労働委員会、商工委員会、運輸委員会連合審査会第2号（昭和46年12月26日（日曜日））議事録。
- 第68回国会沖縄及び北方問題に関する特別委員会第1号（昭和46年12月29日（水曜日））議事録。

沖縄都市部在住高齢者における福祉ニーズの形成過程
—ライフヒストリー分析による理論モデルの考察—

第 68 回国会本会議第 1 号（昭和 46 年 12 月 29 日（水曜日））議事録。

琉球政府第 36 回（定例）立法院会議録第 1 号（1968 年 2 月 1 日（木曜日））議事録。

琉球政府第 36 回（定例）立法院会議録第 28 号（1968 年 7 月 18 日（木曜日））議事録。

別添参考資料

沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令

(昭和四十七年四月二十八日政令第百八号)

前文、第1条～第62条 略

第四款 国民年金関係

(被保険者期間等の特例)

第六十三条 次条及び国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号。以下「昭和六十一年政令第五十三号」という。）第五条の規定による改正前の第六十四条第一項の規定により納付が行われた期間は、昭和三十六年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間における旧国民年金法による被保険者期間及び保険料納付済期間とみなす。ただし、次条の規定により納付が行われた期間について昭和六十年法律第三十四号附則第九十四条の規定を適用する場合には、この限りでない。

2 沖縄の国民年金法第九十一条の規定により保険料免除期間とみなされた期間は、昭和三十六年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間における旧国民年金法による被保険者期間及び保険料免除期間とみなす。ただし、昭和六十一年政令第五十三号第五条の規定による改正前の第六十四条第一項の規定により納付が行なわれた後における当該納付に係る期間については、この限りでない。

3 昭和二十五年四月一日以前に生まれた者（昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項に規定する者を除く。）の沖縄に住所を有していた期間（昭和三十六年四月一日（同日において二十歳に達していない者にあつては、二十歳に達した日）から昭和四十五年三月三十一日までの間に限る。）は、昭和三十六年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間における旧国民年金法による被保険者期間及び保険料免除期間とみなす。ただし、当該期間のうち前二項の規定により旧国民年金法による保険料納付済期間若しくは保険料免除期間とみなされた期間、沖縄の厚生年金保険法による被保険者期間又は沖縄の公務員等共済組合法（千九百六十九年立法第百五十四号）、沖縄の公立学校職員共済組合法（千九百六十八年立法第百四十七号）、沖縄の農林漁業団体職員共済組合法（千九百六十九年立法第八十七号）若しくは沖縄の私立学校教職員共済組合法（千九百七十一年立法第八十三号）によつて組織された共済組合の組合員期間（法

令の規定により当該組合員期間とみなされた期間又は当該組合員期間に算入された期間を含む。以下この項において同じ。)である期間(沖縄の立法院議員又は沖縄の中央教育委員会の委員であつた者に係る当該組合員期間である期間を除く。)があるときは、当該期間については、この限りでない。

4 前項の沖縄に住所を有していた期間を計算する場合には、その計算は、国民年金の被保険者期間の計算の例による。

5 次の各号に掲げる期間は、当該各号に定める期間とみなす。

一 沖縄の国民年金法附則第十二条第一項の規定により同法による被保険者となることができた者が、同項に規定する申出を行わなかつたため、同法による被保険者とならなかつた期間 昭和六十年法律第三十四号附則第八条第五項第一号に掲げる期間

二 沖縄の国民年金法第十条第一項の規定による行政主席の承認に基づき同法による被保険者とされなかつた期間 昭和六十年法律第三十四号附則第八条第五項第二号に掲げる期間

三 昭和四十五年四月一日から施行日の前日までの間に沖縄に住所を有していたことがある者(昭和十四年四月一日以前に生まれた者に限る。)の昭和三十六年四月一日(同日以後に三十歳に達した者については、三十歳に達した日後における最初の四月一日)から昭和四十五年三月三十一日までの期間 昭和六十年法律第三十四号附則第八条第五項第一号に掲げる期間

以下条文、略。

沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令 抄

(昭和四十七年五月十五日厚生省令第二十二号)

前文、第1条～第36条 略

第四節 国民年金関係

(従前沖縄に住所を有していた者の書類の提出等)

第三十七条 令第六十三条第三項の規定により保険料免除期間とみなされた期間を有する者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を、速やかに、市町村長(住所が沖縄県の区域内にない者にあつては、沖縄県の区域内における最後の住所地の市町村長)に提出しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

- 二 かつて国民年金法による被保険者（同法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。以下「被保険者」という。）であつたことがある者であつて、最後に被保険者の資格を喪失した後に氏名を変更したものにあつては、変更前の氏名
 - 三 住所が沖縄県の区域内にない者にあつては、沖縄県の区域内における最後の住所
 - 四 かつて被保険者であつたことがある者にあつては、基礎年金番号
- 2 前項の申出書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 昭和三十六年四月一日（同日において二十歳に達していない者にあつては、二十歳に達した日）から昭和四十五年三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）のうち沖縄に住所を有していた期間を明らかにすることができる書類
 - 二 特定期間における令第六十三条第三項ただし書の期間の有無及び当該期間を明らかにすることができる書類
 - 三 住所が沖縄県の区域内にある者であつて国民年金手帳を所持しているものにあつては、国民年金手帳
- 3 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第九条の規定は、第一項の場合に準用する。
- 以下条文、略。